平成２２年（フ）第３５５号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番33―404号
債務者　辻林　明美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３６１号
大阪府泉佐野市上之郷1562番地の２
債務者　打越　雅子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３６６号
大阪府貝塚市半田1022番地２棟501号
債務者　加藤　伸二
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
香川県高松市屋島西町2069番地６サンコート屋島108号
債務者　髙野　忠二
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４２号
福岡県京都郡苅田町大字与原1600番地４
債務者　大澤　澄子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
福岡県行橋市大字今井3246番地10
債務者　諧　　静男
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
福岡県行橋市大字大野井991番地１　アプローズ壱番館202
債務者　宮下　智次
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
長崎県長崎市金堀町45番30号、旧住所長崎県長崎市西山１丁目20番54―303号
債務者　八頭司好樹
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
長崎県長崎市畝刈町21番地　井手アパート201号、旧住所長崎県長崎市豊洋台１丁目12番17号
債務者　永野　幸代
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７１号
長崎県諫早市宇都町12番２―203号　県住Ｄ棟
債務者　藤田久美子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
長崎県諫早市白浜町201番地、前住所長崎県西彼杵郡多良見町化屋名481番地３
債務者　土原　　剛
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第７号
長崎県五島市松山町428番地１
債務者　古川　美香
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第１９３号
山口県宇部市大字小野8047番地１
債務者　岡本美智江
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２７２号
千葉県船橋市薬円台５丁目18番12号　ボナール・Ｃ―103号、申立時の住所千葉県船橋市飯山満町３丁目1488番地１　コートビレジ105号
債務者　笹森　千佳
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２９５号
千葉市若葉区西都賀１丁目16番６号　ディオ西都賀201号
債務者　成田真二こと　成　　真二
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３０６号
千葉市稲毛区園生町276番地11　Ｇｒｅｅｎハイツ301号
債務者　小浜　　歩
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３０９号
千葉県習志野市鷺沼台４丁目７番19号メゾンフローラル203号
債務者　野島　孝子（旧姓木滑）
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係